

基本理念Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本施策 2 たくましい子どもの育ち

施 策 ① 幼児期の教育・保育の充実

○施策の目的

○幼稚園・保育所・認定こども園等を通じた幼児期の教育・保育全体の質の向上に取り組むとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

○現状と課題

○県内では、核家族化、少子・高齢化、一人親家庭の増加をはじめとする社会の変化により、人間関係の希薄化、地域の教育力の低下、家庭教育の困難さなどの状況が見られます。こうした背景を受け、家庭や地域における子どもたちの様々な体験や遊びが不足する傾向にあります。幼稚園や保育所、認定こども園等では人格形成の基礎を培う豊かな経験をさせていく必要があります。

○生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を鑑み、幼稚園・保育所・認定こども園等を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る必要があります。

○平成 26 年度の小学校 1 年生 5, 906 人の内訳を見ると、28%が幼稚園修了者、72%が保育所修了者等となっており、近年、保育所を修了する子どもの割合が高くなる傾向にあります。研修等に参加しにくいといわれる保育所保育士等にも、その機会を保障するなど、幼児教育を担う施設が、教育の質を高めていけるよう工夫する必要があります。

○施策の方向性

○幼児教育は、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、道徳性の芽生えを促し、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探求心を養い、創造性を豊かにするなど、小学校以降における生きる力の基礎や生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を果たしています。このことを踏まえ、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の確実な実施、小学校教育の連携・接続、預かり保育、学校評価等の課題への対応を含めた幼児教育の理解促進を図るとともに、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質向上のための研修充実に努めます。

○目的を達成するための主な事業

事業名：幼児教育の充実		
担 当 課	青少年家庭課 教育指導課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	幼稚園の教育課程、保育所の保育課程の編成をはじめとして、幼稚園、保育所等で行う教育に関する内容、運営・管理、保育技術、保護者支援、今日的課題等に関する専門的な研修を行うことにより、幼児教育の振興・充実を図ります。 ○幼保小連携講座 ○幼稚園教育課程研修 ○保育士現任研修（中堅コース） ○保育所指導的職員研修 ○就学前人権・同和教育講座
事業期間	平成 27～31 年度	

施策② 子どもの生きる力の育成

○施策の目的

○幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育、家庭や地域との連携等を通じて、次代の担い手である子どもの生きる力を育成する。

○現状と課題

- 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代と触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に付け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。
- 社会環境、生活様式や家庭環境などの変化により、子どもの体力・運動能力の低下傾向や若年性生活習慣病などの健康課題、生活・自然体験・異年齢交流機会の減少などにより、豊かな心が育まれにくいなど、心身両面で課題が発生しています。
- 平成25年度に実施した全国学力・学習状況調査の結果によると、基礎問題、活用問題とも内容の定着が不十分な状況であり、正答率の分布において上位層が少ないなど、学力の定着及び向上に向け、改善を図っていく必要があります。
- 子どもに関わる問題行動（いじめ、非行等）は、近年、量的、質的両面において、深刻な状況にあります。その課題として、規範意識やコミュニケーション能力の低下が指摘されていますが、学校、家庭、地域社会、関係諸機関等がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して子どもを健全に育成することが大切です。
- 県内においても、児童生徒が被害者になりうる事案が多く発生しており、学校における安全指導の充実や安全管理の徹底を指導する必要があります。

○施策の方向性

- 子どもたちは、知徳体の調和的発達のもとに、社会や多様な人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力を身につけることが大切です。また、家庭・地域・学校を基盤として、生きていくのに必要な人間力・社会力・学力を身につけることも大切です。このような力を育てるため、幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育を推進し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援や子どもの心に響く道德教育の充実、健康教育の推進等を図ります。
- 家庭や地域と連携して、児童生徒が安心して教育を受けることができる環境の整備や多様な体験活動、生涯スポーツ等の推進に努めます。

○目的を達成するための主な事業

事業名：学力（学ぶ力・学んだ力）の育成		
担 当 課	教育指導課 学校企画課	概 要（○：主な事業）
		○学ぶ力・学んだ力を高めるための授業の改善 知識・技能を身に付け、それらを活用する「学んだ力」を高めるとともに、主体的に学び、向上しようとする「学ぶ力」を高める授業の工夫・改善を推進します。
実施主体	県	○教員の指導力向上のための指導・研修の充実 指導・研修が学校教育の一層の充実につながるよう、教育センター等における研修や学校訪問指導における指導方法を改善します。 ○家庭学習の充実に向けた取り組みの推進 家庭の必要性やあり方について家庭に対して積極的に情報提供するとともに、家庭学習の充実につながる授業改善を推進します。
		○学校のマネジメント力の向上 保護者との信頼関係のもと、集中して授業に取り組める良好な教育環境を構築していくため、管理職に必要な実践的なマネジメント研修を充実していきます。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：きめ細かな指導・支援体制の充実（小学校）		
担 当 課	学校企画課	概 要（○：主な事業）
		小学校低学年の多人数学級に対して、市町村教育委員会と協議の上、30人学級編制と島根スクールサポート事業のいずれかを実施し、児童一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うことにより、基礎・基本の確実な定着や、個性を生かす特色のある教育の充実を図ります。 また、小学校第3学年から第6学年までの多人数学級に対して、35人学級編制を実施します。
実施主体	県	
		○30人学級編制 ○島根スクールサポート事業 ○35人学級編制によるきめ細かな指導環境の整備
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：きめ細かな指導・支援体制の充実（中学校）		
担 当 課	教育指導課 学校企画課	概 要（○：主な事業）
		中学校第1学年の学級に非常勤講師を配置し、学習指導と生徒指導の両面において、生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導体制を構築し、学校生活の充実を図るとともに、生徒と生徒、教師と生徒の相互信頼や協力関係を醸成し、不登校や問題行動の未然防止に努めます。 また、中学校第1学年から第3学年までの多人数学級に対して、35人学級編制を実施します。
事業期間	平成 27～31 年度	○中学校クラスサポート事業 ○35人学級編成によるきめ細かな指導環境の整備

事業名：ふるさと教育		
担 当 課	社会教育課	概 要
		島根への愛着を深め、ふるさとに誇りを持つ子どもを育成するため、学校、家庭及び地域が一体となった「ふるさと教育」を体系的に推進します。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：道徳教育の充実		
担 当 課	教育指導課	概 要（○：主な事業）
		研修等により、教育活動全体を通じて行う道徳教育、道徳の時間の授業実践、校内研修の充実を図ります。 また、島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳 中学校」の作成に着手し、島根県の教育資源を生かした道徳教育を推進します。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	○道徳教育の充実に係る事業

事業名：青少年の文化活動の推進		
担 当 課	社会教育課 教育指導課	概 要（○：主な事業）
		子どもたちの「豊かな心」を育むため、多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会の確保や地域社会と連携した文化部活動の推進を図ります。
		○文化庁等と連携した芸術鑑賞機会の提供 ○地域と中学校の文化部活動支援 ○学校文化部活動外部指導者派遣 ○島根県高等学校文化連盟が行う事業への支援
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：健康教育の推進		
担 当 課	保健体育課	概 要（○：主な事業）
		児童生徒の健康づくりを推進するために、教職員が専門的知見を習得するとともに、健康教育に関する指導力及びコーディネーターとしての質を高めることを目的とした、養護教諭研修、健康教育（学校保健）研修を行います。
		また、学校・家庭・地域の関係機関等が緊密に連携し、児童生徒の心身の健康問題に対応するために、学校保健委員会等の組織づくりを推進していきます。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	○養護教諭研修 ○健康教育（学校保健）研修

事業名：生涯スポーツの推進		
担 当 課	保健体育課	概 要（○：主な事業）
		生涯にわたって県民誰もがスポーツ活動等に参加できるようにするため、体験する機会の提供や指導者の派遣など、参加しやすい環境づくりを推進します。
実施主体	県	○スポーツ・レクリレーション祭の開催 ○スポーツ・レクリエーション指導者の派遣 ○健常者と障がい者のスポーツレクリエーション活動連携事業 ○総合型地域スポーツクラブの自立育成支援 ○スポーツ指導者の養成活用
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：生徒指導体制の整備		
担 当 課	教育指導課	概 要（○：主な事業）
		いじめ、暴力行為、不登校、高校中退等の学校が抱える課題に対し、未然防止や早期発見・早期対応の観点から、関係機関と連携した取り組みにより児童生徒の自立を目指します。 具体的に、いじめの問題に対して関係する機関や団体と連携を図る会議の開催、不登校児童生徒の学校復帰に向け、教育支援センター等、学校内外での指導員・相談員による支援体制や関係機関を中心とする組織体制を構築して地域全体で子どもの健全育成に取り組めます。
実施主体	県	また、中学校卒業や高校中退時に不登校であった生徒を次の進路に向けて連絡調整を行っていく取り組みも、関係諸機関等との連携を図りながら推進します。
事業期間	平成 27～31 年度	○教育支援センター等運営事業 ○連絡相談員配置事業 ○島根県いじめ問題対策連絡協議会 ○学校ネットパトロール事業 ○いじめ等対応アドバイザー配置事業

事業名：未来を拓く県立学校づくりの推進		
担 当 課	教育指導課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	生徒一人ひとりの夢の実現や創造性・個性を尊重する教育を重視し、学校や地域の特色を生かした自主的・創造的な教育活動に取り組むことで、島根らしい特色と魅力ある学校づくりを推進します。 ○生徒の夢を実現する普通科高校教育力アップ事業 ○創造性・個性を育む専門高校魅力アップ事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：教育相談体制の充実		
担 当 課	教育指導課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	いじめの問題や不登校は、解決すべき大きな課題であるため、アンケート調査を活用し親和的な学級集団をつくるなどの未然防止に取り組み、魅力ある学校づくりを推進します。 また、心理の専門家であるスクールカウンセラーの学校への配置や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用、子どもと親の相談員の配置など、教育相談体制の充実を図ります。 ○アンケートＱＵを活用した児童生徒の「絆づくり」「居場所づくり」 ○「魅力ある学校づくり」調査研究事業 ○スクールカウンセラー配置事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ○子どもと親の相談員配置事業 ○教育相談員配置事業 ○いじめ相談テレフォン
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：学校安全確保の推進		
担 当 課	教育指導課 生活安全企画課	概 要
		学校安全の現状と課題等について理解し、児童生徒の安全確保、学校の安全管理体制の充実、教職員の指導力やリーダーとしての資質向上のため、健康教育（学校安全）研修を実施します。 また、防犯に関し、子どもの安全対応能力の向上を図るため、防犯訓練の実施や防犯教室の開催を推進します。
	実施主体	
	事業期間	
	県	
	平成 27～31 年度	

事業名：学校関係者評価の推進		
担 当 課	学校企画課 教育指導課 特別支援教育課	概 要
		学校関係者評価の積極的な活用により、保護者や地域住民の信頼に応え地域に開かれた学校づくりを推進します。
	実施主体	
	事業期間	
	県	
	平成 27～31 年度	

施 策 ③ 家庭や地域の教育力の向上

○施策の目的

地域社会全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力向上を図る。

○現状と課題

○子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代との触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に着け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。

○全国的に集団での活動の減少や個人で行動する機会が増え、自己中心的な行動が増加していること、地域や大人との多様な関わりが減少し、人と協調することやルールを守る経験が不足していることが言われています。その中で規範意識の低さ、社会的自立の遅れなどマイナス要素が指摘されています。このため、乳幼児期からの教育を充実させ、規範意識やコミュニケーション能力を高め、基本的な生活行動や生活習慣を定着する必要があります。

○人は様々な人間関係や集団の中で、力をあわせたり、時にはぶつかったりしながら相手を思いやる心やルールを守ることの大切さを学ぶとともに、自分の役割を果たし互いに認め合うことで自分への信頼感や自信をもつことができます。自分の存在を肯定的に捉え、自分を大切にし、自分の考えや言動に自信をもつとともに、他者を尊重しながら接し、互いに支え合って生きていこうとする子どもたちを育成していく必要があります。

○子ども一人ひとりが、生活や遊びという、直接的・具体的な体験を通して、人とのかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会とかかわる人として生きていくための基礎を培うために、乳幼児期から発達段階に応じた質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備していく必要があります。

○ H25 年度全国学力・学習状況調査結果より「週 1 回以上図書館へ行く回数」が小学校 29.7%（全国：20.5%）、中学校 19.7%（全国：9.2%）と高い割合を示し、子どもたちにとって図書館が身近な場所となってきました。子どもたちの想像力や感性を育み、豊かな心を育成するために、学校での読書活動の推進をより一層図る必要があります。

○地域の子どもは地域で育てるという考え方の下に、公民館の活動等を進めていく必要があります。

○施策の方向性

○子どもを地域社会全体で健やかに育む観点から、学校、家庭及び地域との連携のもと、島根県の豊かな教育資源を活用した体験活動の充実を図ります。

○将来子どもたちが社会で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、約束を守るなどの基本的なふるまいの定着を図るとともに、親世代を始めとする大人のふるまいの意識を高め、地域全体にふるまいを広げていくための取り組みを推進します。

○子ども自身が自分を大切な存在として実感でき、「やる気」「責任感」が育まれるよう、子どもに役

割を持たせることや、子どもを認めることの大切さについて啓発活動に取り組みます。 ○子どもの創造力や感性、豊かな心を育むために、道德教育の充実や読書活動の推進を図ります。 ○保護者の子育てに対する不安や悩みを解消し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、また家庭の教育力が向上するよう家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。 ○家庭において、様々な体験活動に子どもたちがチャレンジすることを後押しするため、そのような体験活動を積むことの有益性を家庭に啓発します。
--

○目的を達成するための主な事業

事業名：乳幼児期からの基本的な生活行動・生活習慣の定着		
担 当 課	教育指導課 社会教育課	概 要（○：主な事業）
		学校教育と社会教育との連携を図り、乳幼児期からの教育・養育環境を充実させ、規範意識やコミュニケーション能力を高め、基本的な生活行動や生活習慣を定着させます。
実施主体	県	○しまねのふるまい推進プロジェクト ・しまねのふるまい体験活動推進事業 ・ふるまい推進指導員派遣事業 ・公民館ふるまい推進事業 ・親学プログラム普及・定着事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：家庭教育への支援の充実		
担 当 課	社会教育課	概 要（○：主な事業）
		親が安心して、楽しく、自信をもって家庭教育ができるよう、親としての学びを支援するためのプログラムを作成し、人材育成を通じて家庭教育支援を行います。
実施主体	県	○親学プログラム普及・開発 (しまねのふるまい推進プロジェクト)
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：地域の教育力向上への支援		
担 当 課	社会教育課	概 要（○：主な事業）
		地域における体験活動の場や大人等との交流機会の提供を図り、学校、家庭及び地域が一体となって子どもたちを育む体制づくりの支援を行います。
実施主体	県	○結集！しまねの子育て協働プロジェクト ・ふるさと教育推進事業（再掲） ・実践活動推進事業 ・市町村支援事業（再掲：放課後子ども教室）
事業期間	平成 27～31 年度	○実証！「地域力」醸成プログラム

事業名：子どもの読書活動の推進		
担 当 課	教育指導課 社会教育課	概 要（○：主な事業）
		図書館や学校などの関係機関やボランティアサークル等との連携を図り、子ども読書を積極的に進めるための中核的な指導者や読書ボランティアなどの人材育成を図ります。
実施主体	県	○しまね子ども読書フェスティバル ○学校図書館司書等研修
事業期間	平成 27～31 年度	○学校図書館司書等配置事業 ○学校図書館活用教育研究事業 ○学校図書館活用教育推進のための必修的研修

事業名：県の特徴ある地域資源の活用促進		
担 当 課	文化財課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	自然・歴史・文化など、島根が誇る特色ある地域資源を活用した体験活動を通じて、子どもたちがふるさと島根を愛し、豊かな感性を育み、また、親子のふれあいの時間がもてるよう、子どもや親子を対象とした講座や体験活動等を開催・支援します。 ○心に残る文化財子ども塾
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：体験活動の充実及び家庭への意識啓発		
担 当 課	社会教育課	概 要
実施主体	県	公民館ふるさと教育推進事業、青少年教育施設における体験プログラムの開発・普及等により、体験活動の充実を図ります。 県立社会教育施設等における子どもの体験活動を通じた保護者への広報・啓発を推進します。 就学時健診、参観日、PTA研修会等における「親学プログラム」を活用した保護者への啓発を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	

施策 ④ 青少年の健全育成の推進

○施策の目的

青少年の社会参加を促進するとともに、青少年を取り巻く環境の整備や県民の意識向上を図ること
で、青少年の健全育成を推進する。

○現状と課題

○地域では、様々な青少年育成活動が行われていますが、大人主体の企画運営になっていることが多
いことから、今後は青少年が主体となった活動を推進し、その意見や行動力を青少年育成や地域活
性化に活かすような仕組みづくりが必要です。また、青少年の居場所、特に中高生の居場所が少な
い現状があり、青少年が自由に活動できる居場所づくりが求められています。

○青少年育成島根県民会議の諸活動について、各市町村民会議や関係機関・団体との連携を通して、
各種広報活動の拡充や事業運営への協力を得ることができ、青少年健全育成活動への参加者が増加
しています。引き続き、青少年育成島根県民会議の諸活動を通し、社会全体で青少年育成に取り組
む意識を高める体制づくりや人材育成、広報活動を進めていく必要があります。

○スマートフォン等の普及とともに、インターネットの長時間利用による生活リズムの乱れや有害サ
イトを通じた犯罪等が問題となっていることから、関係機関・団体等と連携して、青少年のインタ
ーネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発を青少年とともに考えていく必要が
あります。

○県内でも書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、D
VD等が販売されており、また、テレビ、インターネット等により、性、暴力などの有害情報が容
易に青少年の目に触れる等、子どもに対する悪影響が懸念されています。このため、家庭や地域社
会において、青少年のためにより良い環境を作り出すよう努めるとともに、青少年の福祉を阻害す
るおそれのある様々な行為から青少年を守るように努める必要があります。

○県内の少年非行の約6割が万引きや自転車盗等のいわゆる「初発型非行」で占められており、罪悪
感の希薄さがその大きな要因となっています。このため、青少年が様々な社会活動や学校における
学びの場を通して、社会のルールを守ることの大切さを考え、人を思いやる心や強い正義感を身に
付ける必要があります。

○施策の方向性

○青少年がのびのびと健やかに育つよう、青少年健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、
公民館や民間団体等と連携して、青少年の居場所づくりや主体的な社会参画活動の充実、意見表明
の場の設定等を通して、青少年の健全育成を推進します。

○インターネット上の有害情報などから青少年を守るため、地域、学校及び家庭における情報モラル
教育を推進するとともに、フィルタリングの普及や家庭でのルールづくりの促進を図ります。

○書店やコンビニエンスストア等への計画的な立ち入り調査や有害図書類の審査等を通じて、青少年
が有害情報を閲覧する機会を最小化するとともに、学校における非行防止教室の開催などを通し
て、青少年の犯罪加害・被害防止を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：青少年を健やかに育む意識の啓発		
担 当 課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業） 青少年の健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、青少年の居場所づくりや主体的な社会参画活動等を充実するため、青少年育成島根県民会議の活動を支援します。 ○県民運動推進事業
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：社会参加・参画活動等の推進		
担 当 課	社会教育課	概 要 中高生の参画による地域行事の実施、世代間交流による地域の伝統文化の継承など、公民館等が行う地域づくり活動に青少年の参加を促すことにより、地域を活性化しようとする青少年の育成を推進します。 また、住みよい地域づくりに貢献している県内少年団体を表彰し、少年団体活動の充実・発展につなげます。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：社会参加活動等の促進		
担 当 課	少年女性対策課	概 要 子どもたちの環境美化、生産体験等の活動や柔道、剣道等のスポーツ活動を通して、人を思いやる心、感謝する心を育むとともに、社会におけるルールを身につけるため、少年補導委員等のボランティアを中心に地域社会が一体となって、子どもたちの社会参加活動、スポーツ参加活動を促進、支援します。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：有害環境対策の推進		
担 当 課	青少年家庭課 教育指導課 社会教育課 少年女性対策課	概 要
		有害情報を閲覧する機会を最小化し、青少年を犯罪の加害者や被害者とさせないための取り組みとして、図書類販売業者等への立入調査を推進します。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：非行防止対策の推進		
担 当 課	少年女性対策課	概 要
		学校や教育委員会、警察などの関係機関が連携を強化し、各学校で行われる非行防止教室の開催を積極的に推進し、児童生徒の規範意識の醸成を図ります。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

基本施策 3 次代の親の育成

施策 ① 生命の尊さ、家族の意義の理解の促進

○施策の目的

次代を担う児童や生徒の、生命の尊さや家族の意義などの理解の促進を図る。

○現状と課題

○少子化の進行は家庭や地域での子どもの生活を変化させています。各家庭で大切に育てられている反面、親が子どもに手をかけ過ぎ、子どもの生活体験を奪ったり自立を妨げたりする傾向が見られます。このため、子どもの自己肯定感や主体的に学び自立して生きていこうとする力の低下が危惧されています。

○学校は、家庭・地域と連携し、教育活動をととして、子ども一人ひとりが家庭や社会を支えるかけがえのない存在であるという自覚をもたせていく必要があります。

○男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育について、各分野が連携し効果的な取り組みを進める必要があります。

○施策の方向性

○生命の尊さ、正しい性知識を理解し、家族や家庭生活の大切さに対する若い世代の理解が進むよう、教育内容、教育環境の充実を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：学校教育における家族や家庭生活に関する学習の実施		
担当課	教育指導課	概 要 学校教育において、男女が協力して家庭を営むことに対する若い世代の理解が進むよう、家庭を持つことの意義を学ぶ教育を実施します。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：助産師が行う「生の学習講座」		
担 当 課	青少年家庭課	概 要 生命誕生の現場に携わる助産師による「生の学習講座」を開催することで、次世代を担う児童や生徒が、生命の尊さや家庭の意義などの理解がさらに深まるための取り組みを進めます。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：乳幼児との関わり体験		
担 当 課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業） 次代を担う児童、生徒が命の尊さを実感するとともに、親心を育めるよう、継続して赤ちゃんや赤ちゃんの母親と関わる体験活動を実施します。 ○しまねすくすく子育て支援事業
実施主体	市町村	
事業期間	平成 27～31 年度	

施 策 ② 若い世代の就業促進

○施策の目的

若年者の能力開発の推進、適職選択による安定就労及びキャリア形成の支援を推進する。

○現状と課題

○就職を希望する高校生の就職内定率は98.6%(H25年度)であり、専門高校のインターンシップ実施率は100%であるにもかかわらず、職業・勤労に対する理解不足や安易な考え方等まだまだ未熟な部分が見られることから、各学校では、わかる授業や進路に関するさまざまな情報提供を通して、学ぶこと・働くことの意欲を高め、自らの将来の進路をしっかりと描くことができるような取り組みが必要となります。そのためには、職場を直接見学したり体験したりすることが大切であり、学校・家庭・地域社会が連携した職場調べや職場体験などの一層の充実が必要です。

○若年者の就業状況は、15歳から24歳の完全失業率が6.9%(労働力調査：平成25年平均)と他の世代に比べて高いこと、新規学卒就職者に早期離職者が多いこと、県外大学等進学者が県内就職の機会に恵まれないことによる県外就職など、厳しい状況にあります。この若年者の就職状況を改善するためには、県内産業の振興によって雇用の受け皿づくりを進めると同時に、若年者の就業意識の向上や県内産業が求める能力を有した人材育成などの就職支援施策に取り組む必要があります。

○若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、特に不安定就労若年者(フリーター)等に対し、職業訓練等による能力開発やキャリア形成を支援していく必要があります。

○施策の方向性

○若者の経済的自立のためには、就業が重要であることから、子ども一人ひとりに対応した就職指導の積極的な推進、関係者の就労についての理解促進を図るための協議会等の開催、高等技術校での職業訓練等により、学卒者の就業を促進します。

○「ジョブカフェしまね」や「しまね若者サポートステーション」における若年者への職業意識の啓発や職業相談、職場体験などを通じて、若者の職業的な自立を促していきます。

○県内産業を支える人材の育成などに積極的に取り組む一方、第一次産業を中心とした若年者のための産業体験事業を充実するなど、若年者の県内就職を促進します。

○目的を達成するための主な事業

事業名：就職指導の充実		
担 当 課	教育指導課	概 要（○：主な事業） 社会人講話や企業見学により高校生の職業観や勤労観を育成するとともに、地元企業等での就業体験により進路意識の高揚を図ります。また、学校と企業との情報交換の場を設けるなど連携を図りながら生徒一人ひとりに対応した就職支援を行います。 ○職業意識啓発セミナー事業 ○企業見学事業 ○インターンシップ事業 ○学校と企業との就職情報交換会
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：学卒者の職業訓練の実施		
担 当 課	雇用政策課	概 要 専門の技術習得を目指す若年求職者（35歳未満）が技能者として必要な専門的知識を習得して就業に就くために、高等技術校において、若年者コースの各種職業訓練を実施します。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：県内就職の促進		
担 当 課	しまね暮らし推進課 雇用政策課	概 要（○：主な事業）
		○若年者の就業支援を推進するため、職業相談から就職支援セミナー、職業紹介、就職後のフォローアップまでの一貫したサービスを提供する「ジョブカフェしまね」を設置し、県内企業への理解促進やマッチング支援などを行うことにより、若年者の県内就職を促進します。 ○ニート等の若年無業者に対して相談から自立支援までの一貫した支援を行う「しまね若者サポートステーション」を設置し、若者支援のための関係機関のネットワークを整備し、若年無業者の職業的自立を促進します。
		○U I ターン者向けの求職登録及び求人開拓に取り組むとともに、U I ターン者向けの無料職業紹介を行います。また、求職登録者の拡大、求人票の開拓を積極的に進めるため、有資格のキャリアカウンセラーによるきめ細やかな職業相談や総合窓口としての機能を維持・強化していきます。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	